

令和2年5月8日

国土交通省 道路局

局長 池田豊人 殿

新型コロナウイルス感染拡大に伴う高速道路料金
の大口・多頻度割引に関する緊急要望書

(公社)全日本トラック協会

会長 坂本 克己



日本貨物運送事業協同組合連合会

会長 吉野 雅山



平素は、わが国物流の大宗を占め国民生活や産業活動を支えるトラック運送業界、トラック運送事業協同組合に対し、深いご理解と格別なるご指導、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス対策で政府より本年3月に発出された各自肅要請、更には同4月の新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が出されるなか、トラック運送業界は、国民生活に必要な物資を輸送することが求められており、日夜その責務を果たしているところであります。

このトラック運送に必要不可欠なのが高速道路利用です。商品の到着を心待ちにしている市民の皆さんのところへ迅速かつ適確にお届けするには、高速道路利用なしにはあり得ません。また高速道路利用により、社会全体の交通事故減少や環境改善に資することができます。トラック運送において高速道路を利用することは、まさに社会貢献であります。

新型コロナウイルスの影響で荷主休業、操業停止などが生じ、多くのトラック運送事業者の経営が危機に直面しています。かかる現況下において引き続き、トラック運送事業者、トラック運送事業協同組合が安定して地域の環境を確保できますよう、現行の大口・多頻度割引の運用に関し、以下の通り要望いたします。

何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

新型コロナウイルス禍を克服し、日本経済が正常に回復するまでの間、大口・多頻度割引(契約単位割引・車両単位割引)が従来の割引ではなく、実質50%以上の割引が適用されるような措置を講じていただきますようお願いいたします。

以上

< 参 考 >

高速道路料金における大口・多頻度割引の概要

車両単位割引			契約単位割引	
1台ごとの月間利用額	割引率	+	契約者の1か月の高速道路の利用額合計が500万円を超え、かつ契約者の自動車1台あたりの1か月平均の利用額が3万円を超える場合	10%
5,000円超~10,000円以下の部分	20% (10%)			
10,000円超~30,000円以下の部分	30% (20%)			
30,000円超の部分	40% (30%)			

※自動車運送事業者の ETC2.0 搭載車を対象とした令和2年度（令和3年3月）末までの割引率である。それ以外については、()内の割引率となる。